

## ○山陽小野田市地方卸売市場条例

平成17年3月22日  
条例第140号

～中略～

## 第2章 市場関係事業者

～中略～

## 第2節 仲卸業者

## (仲卸業務の許可)

第12条 仲卸業務(市長が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で、復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁こ以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が、仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者(第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (7) 申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号又は第6号の規定に該当する者があるとき。

～中略～

## 第3節 売買参加者

## (売買参加者の承認)

第18条 卸売業者から卸受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸受けようとする買受見込高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

② 2 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 卸の相手方として必要な知識、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (2) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

3 市長は、第1項の規定により、承認した者(以下「売買参加者」という。)の名簿を作成し、これを備えておくものとする。

～省略～

○下関市地方卸売市場新下関市場業務条例

平成19年12月19日  
条例第51号

～中略～

(売買参加者の承認)

第二十六条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目

3 市長は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(2) (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 申請者が第二十八条又は第六十二条第三項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

～省略～

○宇部市中央卸売市場業務条例

昭和四十七年十月十六日  
条例第三十四号

～中略～

(売買参加者の承認)

第二十六条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の承認を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 商号
- 三 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 四 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(2) (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

四 申請者が第二十八条又は第七十一条第三項の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

～省略～

○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例

昭和六十三年三月二十五日 条例第十号

～中略～

(買受人等の承認)

第二十四条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 第十六条第三項の規定は、前項の規定により市長の承認を受けた者(以下「買受人」という。)の補助員の承認について準用する。

3 市長は、第一項の承認の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の承認をしてはならない。

一 申請者が、破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

② 3 申請者が市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用者であるとき。

四 申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

4 市長は、第二項に規定する補助員が次の各号の一に該当するときは、同項の承認をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用者であるとき。

～省略～

○岩国市地方卸売市場条例

平成18年3月20日 条例第152号

～中略～

(売買参加者の承認)

第29条 売買参加者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 商号

(3) 法人である場合は、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き承認するものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

② (3) 市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用者であるとき。

(4) 第31条又は第79条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から1か年を経過しない者であるとき。

～省略～

○周南市地方卸売市場条例

平成15年4月21日 条例第191号

～中略～

(売買参加者の承認)

② 第22条 売買参加者の承認を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請をした者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、売買参加者の承認をしないものとする。

3 市長は、売買参加者として承認をした者の名簿を作成し、これを市場事務所に備えておくものとする。

～省略～